

第1次有田川町地球温暖化対策実行計画

～ 低炭素社会実現に向けた率先行動 ～

平成23年度 ～ 平成27年度

平成23年3月

和歌山県 有田川町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・3
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 進捗状況の公表及び進捗状況の確認・・・・・・・・・・・・4

《参考資料》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6

平成21年度 施設別CO₂排出量とエネルギーの使用量実績の明細表・・・・ 巻末

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下、実行計画という。)として策定するものである。

有田川町では、役場自体が消費者、事業者として町内での経済活動に占める割合が大きく、住民や事業者の自主的な行動を促すためにも、役場自らが率先して本計画に基づき温室効果ガス削減目標の実現に向けたさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成21年度とし、計画期間を平成23年度～平成27年度までの5年間とし、目標年度を平成27年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

日本における温室効果ガス排出量の内訳において二酸化炭素が94.6%(2008年度速報値)を占めている。和歌山県においても二酸化炭素が96.9%(2003年度実績)と大部分を占め最も地球温暖化に影響を及ぼしている。

この状況をふまえ有田川町の実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類の温室効果ガスのうち、最も地球温暖化への影響が高く、事務事業中で削減可能な二酸化炭素を対象とする。

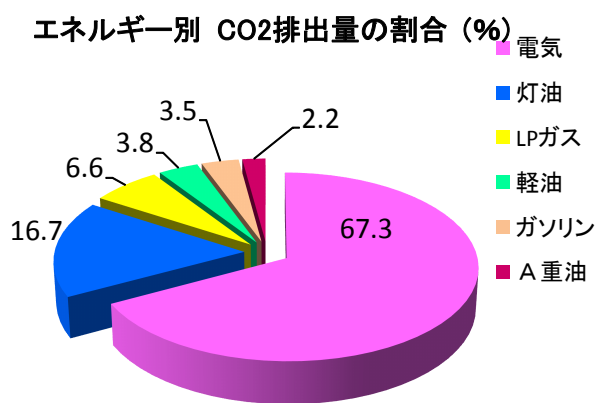
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

有田川町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素の総排出量は **5,072 t** であった。また、使用したエネルギーを原油に換算すると **3,631 KL** になる。

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電力の消費による二酸化炭素排出が全体の **67.3%** を占め、次いで灯油の使用が **16.7%**、LPガスが **6.6%** でこれらで全体の **9割** を占めている。



役場のエネルギー使用量とCO2排出量

エネルギー種別	使用量	CO2排出量 トン
電気	11,602,246 kw	3,411.1t
灯油	341,013 ㍓	848.9t
LPガス	58,000 m3	332.9t
軽油	73,958 ㍓	191.2t
ガソリン	76,463 ㍓	177.5t
A重油	40,591 ㍓	110.0t
計		5,071.6t

※ 上記のうち公用車分 (内数)

燃料別	使用量	CO2排出量 トン
軽油	66,704 ㍓	172.4t
ガソリン	76,434 ㍓	177.5t
計		349.9t

※ 電気使用のCO2排出量は環境省発表 (21年度) 関西電力の実排出係数 0.294g-co2/kwで算出。

◎調整後排出係数 0.265g-co2/kwで算出すると334 t の減。
(調整後排出係数とは京都メカニズム等を含んだ数値。)

3. 削減目標

平成21年度を基準年として、平成23年度から毎年1%以上の削減に努め、計画期間の最終年度である平成27年度の二酸化炭素排出量を、5%以上削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標 △5%	目標年度排出量 平成27年度
二酸化炭素 (CO2)	5,072千kg	△254千kg	4,818千kg

※ 巻末に施設別CO2排出量とエネルギーの使用量実績の明細表を記載。

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築時は「建築設備設計基準」に基づき、環境に配慮した設計・施工を行い環境負荷の低減に努める。
- ・機器・設備更新にあたってはエネルギー消費効率の高い機器を優先的な採用基準とする。
- ・高効率照明への取り換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで温室効果ガス排出量の少ない物品の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやりサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品を購入する。

3. 太陽光発電等の再生可能エネルギー利用の促進

- ・公共施設への太陽光発電設備の導入をはかる。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

※ 役場のCO2総排出量の67%は電気使用によるもの。

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明や空調機器利用の削減に努める。
- ・昼休みの消灯やトイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・無駄なアイドリングやエアコンは控える。

※ 以下の項目は、温室効果ガス算出の対象項目ではないが、間接的に温室効果ガス削減に寄与するものとして取り組む。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努め、使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・リサイクル用紙の購入に努め、両面印刷や裏面コピーを徹底し削減に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓などの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーの推進。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「有田川町地球温暖化防止実行計画推進本部」を設置し、「推進担当者」を各課等に配置して計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

本部長（副町長）、副本部長（総務政策部長・教育部長）、本部員（各部長等）をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」（班長・副班長等1名）を置く。

推進担当者は計画の進捗状況を把握し総合的な推進を図り、事務局に報告する。

(3) 事務局

事務局を環境衛生課に置き、計画案の立案と計画全体の進捗状況を把握し、推進本部に報告する。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者をとおり、進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検報告を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌やHP等により公表する。

《 参考資料 》

○京都議定書の概要

地球温暖化防止のため、1997年に京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。

先進国は、全体として二酸化炭素等6種類の温室効果ガスの排出量を、1990年水準に比べて2008～12年の間に5%削減する目標を設定。

日本は2002年6月に議定書を批准し、2005年2月16日京都議定書は発効した。

米国や中国、インド等の主要排出国が温暖化ガス排出抑制義務を負っておらず、2001年に最大の排出国アメリカが議定書から離脱するなどの問題点あり。

また、排出抑制期間が2012年までという短期的な目標となっているため、2013年以降の世界全体での地球温暖化対策を進めるための国際的な枠組み（「ポスト京都議定書」問題）が、重要課題として国際的な問題となっている。

□ 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定

数値目標：日本6%、EU8%など

基準年：1990年（HFC、PFC、SF6は1995年としてもよい）

吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入

目標期間：2008年から2012年

対象の温暖化ガス

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策	温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上や業務形態の見直しなど	1
メタン (CH ₄)	稲作、家畜などの農業部門からが半数以上を占め、廃棄物の埋立が2～3割を占める。	埋立量の削減など	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高熱燃焼、触媒の改良など	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤に使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質・技術転換等	140～11700
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造過程での回収や代替物質、技術転換等	6500～9200
六ふっ価硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス)機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体)製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への移転等	23900

※温暖化係数とは、温室効果ガスの影響を表す尺度で、二酸化炭素を1とした場合の値

□ 京都メカニズム

クリーン開発メカニズム

先進国が途上国に技術・資金等の支援を行い排出量を削減、または吸収量を増幅する事業を実施し、削減できた一定量を先進国の温室効果ガス排出量の削減分の一部に充当することができる制度。

排出量取引

排出量を排出枠内に抑えた国や事業で発生した排出枠を、他国等が国が買い取ることで、排出枠を遵守したとみなされる制度。

共同実施

出資をする先進国が事業を実施する先進国で温室効果ガス排出量を削減し、そこで得られた削減量を取引する制度。先進国全体の総排出量は変動しない。

○地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(省略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。